

○津山工業高等専門学校総合情報センター 部門に関する細則

〔平成18年9月26日〕
細則第5号

制定 平成8年4月1日規則第1号

改正 平成11年1月26日規則第4号 平成16年3月19日規則第6号

平成18年4月1日規則第5号 平成21年3月18日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校総合情報センター規程（平成18年津山工業高等専門学校規程第13号）第4条の規定に基づき、津山工業高等専門学校総合情報センター（以下「センター」という。）の部門に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部門)

第2条 センターに、次の部門を置く。

- (1) 教育情報システム運用管理部門
- (2) 情報ネットワーク運用管理部門
- (3) 事務処理システム運用管理部門

2 前項の部門のほか、業務に必要なが生じた場合には、新たに部門を置くことができるものとする。

3 部門に部門長を置き、副センター長の中からセンター長が指名する。

4 部門長は、センター長の命を受け、部門の業務を掌理する。

5 第1項第1号及び第2号の部門は、センター員である教員若干名をもって組織する。

6 第1項第3号の部門は、センター員である教員及び職員若干名をもって組織する。

(業務)

第3条 部門の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育情報システム運用管理部門は、基礎情報演習室、応用情報演習室、及びマルチメディア室における教育利用の支援に関する業務を行う。

(2) 情報ネットワーク運用管理部門は、情報ネットワークの円滑な運用のための管理及び情報検索・公開の支援に関する業務を行う。

(3) 事務処理システム運用管理部門は、情報ネットワークによる効率的な事務処理法の開発支援に関する業務を行う。

2 センター技術職員は、各部門に関する実務的業務を遂行するものとする。
(業務の遂行)

第4条 前条第1項の業務の遂行は、その内容に応じセンターの職員以外の者が協力して行うものとする。

(会議等)

第5条 第3条第1項の業務を遂行するために、必要に応じて各部門会議及び全体会議を開催することができる。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月26日規則第4号)

この細則は、平成11年1月26日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日規則第6号)

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規則第5号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月18日規則第1号)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。